

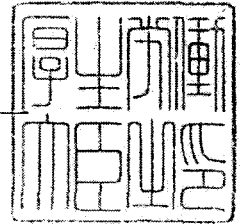


厚生労働省発政第1227001号

平成19年12月27日

社会保険庁長官 坂野 泰治 殿

厚生労働大臣 舩添 要



平成18年度に社会保険庁が達成すべき目標についての評価

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、平成18年度に社会保険庁が達成すべき目標についての評価を別添のとおり実施したので、通知する。

平成 18 年度に社会保険庁が達成すべき目標についての評価

本評価は、中央省庁等改革基本法（平成 10 年法律第 103 号）第 16 条第 6 項第 2 号及び「社会保険庁の事務の実施基準及び準則」（平成 13 年 3 月 30 日付け厚生労働省発政第 93 号厚生労働事務次官依命通達）の規定に基づき、「平成 18 年度において社会保険庁が達成すべき目標について」（平成 18 年 2 月 23 日付け厚生労働省発政第 0223005 号通知）において示された各目標に対する社会保険庁の取組状況について、社会保険庁長官より当職あて行われた「平成 18 年度に社会保険庁が達成すべき目標に係る実績報告について」（平成 19 年 10 月 16 日庁文発第 1016060 号通知）に対し、厚生労働省本省として達成状況に係る評価を行い、今後の課題等を示すものである。

すなわち、本評価の趣旨は、当職が設定した平成 18 年度において社会保険庁が達成すべき目標について、その実績を評価することにより、社会保険庁の事務の適正な実施を担保することにある。

当職が設定した平成 18 年度において社会保険庁が達成すべき目標（13 項目）及びその他の業務全般に関する事項についての実績報告、並びにこれに対する評価及び今後の課題等は、別紙のとおりである。

平成 18 年度に達成すべき目標についての評価

社会保険庁は、その担うべき事業である、適用事務、保険料等収納事務、保険給付事務、保健事業・福祉施設事業及び広報・情報公開・相談等について平成 18 年度に達成すべき目標をかかげ、それぞれ事業を推進するための取組を実施した。平成 18 年度においては、業務改革プログラム（平成 17 年 9 月 27 日策定、平成 18 年 4 月 24 日、同年 8 月 10 日及び平成 19 年 4 月 3 日改定）等に基づき、個々の目標ごとに取組を強化、あるいは、新たな取組を展開してきたところであり、全体的には目標の達成に向けて進展があった又は取組が進められたものの、一部の目標については取組が不足しているものもみられたところである。

年金制度は、国民の安心や生活の基盤の重要な柱であるが、国民年金保険料の免除等の不適正事務処理の問題に引き続いて、年金制度の根幹に関わる重要な事務である年金記録の管理に係る問題や 2 件の横領事案が新たに発生したことにより国民の信頼を更に損ねる事態を招いたが、この問題は先般取りまとめられた、総務省に設置されている「年金記録問題検証委員会」による「年金記録問題検証委員会報告書」（平成 19 年 10 月。以下「年金記録問題報告書」という。）において、社会保険庁における組織としての使命感、責任感が決定的に欠如していることなどから起こったもので

あると指摘されており、誠に遺憾である。

事業ごとに述べると、具体的には以下のとおりである。

1. 適用事務

厚生年金保険等の適正な適用は年金制度の運営の基盤となるものであり、極めて重要であるが、適用事務については、未適用事業所の適用の促進についての取組や経済環境の改善等により、新規適用事業所数及び適用事業所数は増加しているものの、事業主に加入勧奨したにもかかわらず、適用されない事例が未だに見受けられることから、引き続き、雇用保険や労災保険の適用事業所に関するデータとの突き合わせ等による未適用事業所の把握、民間事業者への委託による戸別訪問により加入勧奨を強化するとともに、加入指導の手続を踏んだ上での職権適用の着実な実施により、未適用事業所に対する適用の促進のための取組を推進していく必要がある。

2. 保険料等収納事務

年金制度の健全な運営のため、保険料の確実な納付を図っていくことは極めて重要である。国民年金保険料納付率の向上については、保険料を納めやすい環境づくりや強制徴収の拡大等の取組が進められているところであるが、平成18年度の現年度保険料納付率が66.3%（対前年比▲0.8%）と、目標納付率（74.5%）の達成には至っていないことに加え、前年度実績を下回っており、取組が不足している。また、過年度分となる平成17年度分保険料については、平成14年度以降初めて納付率で70%を超える結果となったものの、平成16年度分保険料については最終的に68.2%となり、目標（68.7%）に0.5ポイント及ばなかった。今後とも、年金制度の意義・役割や重要性について広く国民に周知し、制度に対する不安を払拭するとともに、保険料を納めやすい環境づくりや免除等の制度の適正な利用促進などの取組により、納付率の向上を図る必要がある。

昨年度の評価においても指摘したとおり、各地の社会保険事務所において、国民年金保険料の免除等に係る事務処理について、法令等に定める手続に反する多くの事例があったことが明らかになったが、これは社会保険事業に対する国民の信頼を著しく損ねるものであり、誠に遺憾である。この問題については、「社会保険庁国年保険料免除問題に関する検証委員会報告書」（平成18年8月3日）等も踏まえ、関与した職員に対する厳正な処分が行われたほか、法令遵守の徹底など各般にわたる再発防止の措置が講じられたところである。

3. 保険給付事務

政府管掌健康保険及び船員保険の保険給付事務については、レセプト情報管理シス

テムを改修するなど、効率的な点検の実施に向けた取組が行われており、引き続き、的確なレセプト点検の実施等により、医療費の適正化のための取組を推進していく必要がある。

傷病手当金等の現金給付の迅速な決定及び適正な支給に関しては全ての給付種別において平均所要日数が前年度より短縮しており、目標の達成に向けて進展がみられた。他方、年金給付においては請求書を受け付けてから年金が裁定され、年金証書が請求者に届くまでの処理日数の目標（サービススタンダード）を大幅に下回っていることに加え、ほとんどの指標が前年度実績も下回っている。その原因としては裁定件数の増加等の影響も考えられるところであるが、今後は達成率の低い給付項目や社会保険事務所について、個別にその原因の分析・把握を行った上で、目標達成のための取組を進める必要がある。

一方、年金記録問題報告書においても、年金相談や当初の裁定の際に丁寧な聞き取りや詳細な記録調査が十分に行われていなかったことが年金記録問題の直接的な要因の1つとされ、また、基本的問題として「裁定時主義」による業務処理があげられており、今後は、年金相談への適切な対応を行うことはもとより、裁定請求に至るまでの間においても、待ちの姿勢ではなく、本人に定期的に年金記録を確認するなどの改善を図り、記録の正確性確保を推進する必要がある。

4. 保健事業・福祉施設事業

保健事業については、40歳以上の被保険者の受診率の向上に資するために事業計画を改めるなど、適切かつ効率的な実施に向けた取組が図られているが、健診実施割合は前年度を上回る結果となっているものの目標は達成していない。なお、平成20年度から保険者に対し、40歳以上の被保険者等を対象としてメタボリックシンドロームに着目した特定健診及び特定保健指導が義務付けられたことから、今後、健診等について一層の充実を図る必要がある。

福祉施設事業に関しては平成17年10月に設立した「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構」において、施設の譲渡・廃止を進めているところであるが、平成20年10月の全国健康保険協会、平成22年1月の日本年金機構への移行を前に、社会保険病院、厚生年金病院等についても早急に整理合理化計画等の方針を策定し着実に進める必要がある。

5. 広報、情報公開、相談等

広報は国民の年金制度への理解を深めるために重要なものであり、年金セミナーの拡充や社会保険庁ホームページの充実等の取組が実施されている。

また、被保険者、受給権者の利用しやすい年金相談体制の構築に向けた「ねんきん

ダイヤル」の充実等や年金相談マニュアルの改訂、個人情報保護の徹底を図るための全職員を対象とした研修等を行うとともに、年金個人情報の提供の充実を図るため、「ねんきん定期便」の実施の一部前倒しなどに取り組んでいる。

今後は、大学生に対する年金セミナーの実施を拡大していくとともに、職員研修の充実等による年金相談業務の質の向上を図り、また、昨今発生した年金相談の急増による窓口の混雑の経験を踏まえ、より利用しやすい相談体制を整備していく必要がある。

6. その他業務全般

国民サービスの向上のための各種取組により、全国の社会保険事務所への来訪者を対象としたお客様満足度アンケートにおいて前年同期以上の満足度となっているなど、満足度の向上に向けた取組が図られた。

また、組織の改革については、人事評価制度の実施、民間からの社会保険事務所長の採用、監査部門の機能強化や職員の意識改革の推進といった取組が行われているものの、2件の横領事案が新たに発生したことは誠に遺憾であり、再発防止のためにも不正事案に対する厳正な処分、更なる内部統制（ガバナンス）の強化等を推進していく必要がある。

年金記録問題について

平成18年度から平成19年度にかけて、平成17年度に判明した国民年金保険料等の不適正免除問題や、これまでの度重なる不祥事の発生に加え、コンピューター上の記録で基礎年金番号に未統合の記録が約5千万件あることなどの、いわゆる年金記録問題により国民の社会保険庁に対する信頼が損なわれ、国民に大きな不安と心配をおかけすることとなり、こうした状況が生じたことは誠に遺憾である。

年金記録問題発生の原因については、年金記録問題報告書において、使命感及び責任感の欠如した年金記録管理に関する基本的姿勢、年金記録の正確性を確保することの重要性に対する認識不足、「裁定時主義」という事務処理上の考え方といった基本的な問題に加えて、様々な事務処理上の問題、年金記録管理システムに関する問題などの直接的な要因、更には間接的な要因として社会保険庁職員の三層構造等の組織上の問題があったと指摘されている。

この問題に対しては、まずは「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」（平成19年7月）等に基づき、平成9年の基礎年金番号導入以来、未だ基礎年金番号の下で管理されていない約5000万件の記録について、平成20年3月までを目途にすべての年金受給者及び現役加入者の方々のコンピューターの記録との名寄せを実施するとともに、「ねんきん特別便」等をきっかけとした国民

からの年金相談・照会に対して丁寧に対応すること等により、国民の信頼に足るシステムを再構築していく必要がある。

さらに、社会保険庁は年金記録問題報告書の指摘等も踏まえ、組織及び業務の管理・運営に関して、ガバナンスを確立し、意識改革・業務改革の推進、職員の一体感の醸成、事務処理の統一性の確保とともに、事務処理の誤りを発見し是正していく仕組み、業務・システムの最適化や横領等の発生を防止するための内部事務管理態勢の構築等の改革を推進する必要がある。

今後の在り方・課題

社会保険庁は、業務改革プログラムによる 160 項目の改革項目を着実に実施するとともに、「社会保険事業運営評議会」等、幅広い有識者等の意見を踏まえつつ、国民の社会保険行政そのものに対する信頼の失墜を早急に改善すべく、職員の意識改革、業務改革等を更に強力に進め、改革を断行していく必要がある。

また、今後、社会保険庁は廃止され、非公務員型の 2 つの法人「全国健康保険協会」と「日本年金機構」が新設されることとなる。新組織への年金業務等の円滑な引き継ぎを確保するため、適正かつ効率的な事業運営を図るとともに、国民の少子高齢化が一段と進む中、国民生活の安定を保障する社会保険を担う組織として、国民に真に信頼される組織に再生していくために、年金記録問題の解決と新組織への移行に向けた社会保険庁の改革に全力を挙げて取り組むことこそが、年金制度に対する国民の信頼を確保するために必要である。

目標

1 適用事務に関する事項

(1) 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の未適用事業所（船員保険は船舶所有者）の適用を促進するとともに、適用事業所からの被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額、標準賞与額等に係る適正な届出を促進する。

(数値目標) 適用事業所数に対する事業所調査件数（資格に関する調査のみ）の割合：4分の1以上

主な指標の推移

指標名	単位	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18
巡回説明事業所数	事業所	37,178	32,428	48,765	53,129	28,961
重点加入指導実施事務所数	事業所	—	—	3,513	4,013	6,786
定時決定時調査件数	事業所	671,798	498,922	392,027	355,420	255,475
調査官総合調査件数	事業所	329,570	307,570	329,464	376,818	388,322

目標に係る主な取組及び実績

①未適用事業所の適用促進

未適用事業所の把握及び適用の促進については、制度の適正な運営及び費用負担の公平性を図るため、「政府管掌健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に対する適用促進について（基本通知）」（平成17年3月25日庁文発第0325004号）等の通知に基づき、以下のとおり実施した。

また、平成17年度に5ヶ所の社会保険事務所を対象として開始した適用促進業務に係る市場化テストのモデル事業（未適用事業所の把握業務及び加入勧奨業務）について、平成18年度は104ヶ所の社会保険事務所に拡大して実施した。

これらの取組と経済環境の改善により、新規適用事業所数、適用事業所数は昨年度に比べて増加した。

ア 適用促進対象事業所の選定

まず、法務局等で閲覧する商業登記申請書や法人登記申請書の情報、民間調査会社から購入した新規設立法人情報及び厚生年金保険と雇用保険の適用事業所に関するデータを突合した情報等を活用して、未適用事業所である可能性のある事業所をリストアップし、適用促進対象事業所として選定した。

イ 適用勧奨

これら適用促進事業所に対しては、電話、文書（勧奨状）、職員や社会保険労務士による巡回説明等により、適用勧奨に努めたところであり、①事業所への巡回説明、②呼出による加入指導（原則として5人以上の事業所）、③戸別訪問等による重点的な加入指導（原則として10人以上の事業所）を実施した。

また、市場化テストの対象となった社会保険事務所においては、各受託事業者が適用促進対象事業所を把握して巡回説明等を実施した。

・巡回説明事業所数：

〔民間委託分〕 53,129 事業所（17年度）→ 28,961 事業所（18年度）

〔職員等実施分〕 14,110 事業所（17年度）→ 14,794 事業所（18年度）

〔市場化テスト分〕 2,367 事業所（17年度）→ 25,440 事業所（18年度）

・呼出による加入指導：

8,563 事業所（17年度）→ 8,657 事業所（18年度）

・戸別訪問等による重点的な加入指導：

4,013 事業所（17年度）→ 6,786 事業所（18年度）

その他、公共職業安定所より求人申込時の社会保険の加入状況にかかる情報提供に加え、他省庁との連携を強化し、地方運輸局等からの貨物自動車運送事業者や旅客自動車運送事業者の社会保険の加入状況にかかる情報提供を受け、未適用事業所の把握及び加入指導に努めた。

ウ 職権適用の状況

事業主の制度に対する理解不足等の影響から、加入勧奨にもかかわらず、適用されない事例が平成 18 年度も見受けられたことから、引き続き巡回説明及び戸別訪問等による適用加入勧奨及び加入指導により事業主の理解を求めるとともに、重点的な加入指導によっても加入手続を行わない事業所に対しては、立入検査等を行い職権適用を実施することとした。

・職権適用の実施数：11 事業所（17年度）→ 87 事業所（18年度）

エ 未適用事業所の状況

未適用事業所については、これまで雇用保険との突合結果リストの活用等により未適用の疑いのある事業所を把握し、文書指導や巡回説明等により存在そのものを調査確認してきたが、継続的に適用に結びつけるための管理・指導が適切に行われていなかった。

そのため、平成 16 年度から把握した個々の未適用事業所について、その後の適用状況を継続的に管理していくこととしている。

平成 18 年度中においては、新たに雇用保険との突合結果リストや法人登記申請書の閲覧等により 61,638 事業所を適用促進対象事業所として選定し、平成 18 年 3 月末現在で未適用事業所として把握していた 63,539 事業所と合わせた 125,177 事業所に対し、文書指導、巡回説明、呼出指導、戸別訪問指導及び職権適用等の結果、

・「適用に結びついた」事業所数 8,459 事業所（適用した被保険者数 42,638 名）

・「既に適用済みであったことが判明」した事業所数 6,062 事業所

・「適用対象外等事業所であることが判明」した事業所数 24,339 事業所

・未適用事業所数 86,140 事業所

として整理した。

また、市場化テストの対象となった社会保険事務所においては、各受託事業者が適用促進対象事業所として 44,607 事業所を選定し、これらの事業所のうち文書、電話勧

奨等のうえ 25,440 事業所について巡回説明等を実施した結果、

- ・「適用に結びついた」事業所数 2,424 事業所（適用した被保険者数 11,240 名）
 - ・「既に適用済み等であったことが判明」した事業所数 11,729 事業所
 - ・未適用事業所数 11,287 事業所
- として整理した。

なお、これにより、新たに適用された被保険者数は、53,878 名であった。平成 19 年 3 月末現在において、社会保険庁が未適用事業所として把握している事業所数は、97,427 事業所である。

今後とも、事業主の理解を求め、自主的な届出をしていただくことを基本としつつ、度重なる加入指導によっても届出を行わない事業主に対しては、職権による適用を含めた厳しい姿勢で取り組むこととしている。

(注) 適用促進の手順

- i 未適用事業所の把握
- ii 文書による加入指導
- iii 巡回説明（民間委託等による適用促進の趣旨や保険制度の説明）
- iv 呼出による加入指導（原則として 5 人以上の事業所）
- v 戸別訪問等による重点的な加入指導（原則として 10 人以上の事業所）
- vi 立入検査等による職権適用（15 人以上の事業所）

② 適正届出の励行促進

適正届出の励行促進については、事業所調査の際の事業主に対する指導の実施、事業主を対象とした新規適用事業所説明会、算定基礎説明会などにおいて徹底を図るとともに、定時決定時の調査（船員保険においては、標準報酬実態調査での実施）及び各種広報媒体（チラシ・パンフレットの配布及び各種広報誌での説明）による制度の周知を図り、適正な届出の励行に努めた。

特に、事業主の利便性の向上及び負担の軽減を図る観点から、インターネットによる届出や電子媒体による届出を促進するとともに、適正な届出の励行に努めた。

しかしながら、制度に対する理解が得られない事業主より、適正な届出がなされていない事例が平成 18 年度も見受けられたことから、引き続き各種説明会の開催及び各種広報媒体による制度の周知を図ることにより適正な届出の励行に努めていくこととしている。

③ 事業所調査の実施

平成 18 年度において、社会保険調査官等が行う事業所調査に係る数値目標を、「適用事業所数に対する事業所調査件数（資格に関する調査のみ）の割合が、4 分の 1 以上となること」と定め、過去の調査実績等から届出が適正に行われていないと判断される事業所や短時間就労者が多い事業所について、重点的に実施した。

その結果、より効果的な事業所調査を実施したことなどから、資格関係事業所調査件数は 460,916 ヶ所となり、適用事業所数（1,609,022 ヶ所）の 28.65 % と調査件数は前年度に

比較して減少したが目標を上回った。また、事業所調査により資格得喪関係や標準報酬月額額の修正を行ったことにより、保険料の適正化を図った金額（効果額）は、健康保険で29億4千万円と前年度より下回ったものの、厚生年金保険で61億円となり、合計で前年度の実績を上回った。

なお、事業所調査により、新たに適用された被保険者数は、62,122名であった。

事業所調査による保険料適正化の効果額 (単位：百万円)

	事 項	平成 17 年度	平成 18 年度
健 康 保 険	資格得喪関係	1,725	1,548
	標準報酬月額関係	1,339	1,395
	計	3,064	2,943
厚生年金保険	資格得喪関係	3,399	3,995
	標準報酬月額関係	1,991	2,104
	計	5,390	6,099
合	計	8,454	9,042

(注) 事業所調査…適用事業所における被保険者の資格取得、喪失及び報酬等の届出状況等について、社会保険調査官が行う調査をいう。

社会保険調査官…健康保険、船員保険及び厚生年金保険の事業所調査を主に行う職員をいう。

※ 平成 19 年度からは、派遣労働者の適用の適正化として、都道府県労働局と連携し、請負労働者、派遣労働者、外国人労働者等に対する的確な調査を推進することとしている。

また、適用の適正化を強力に推進するため、被保険者等や関係機関からの情報提供などを重点的に選定した事業所調査を実施し、事業所調査の効果件数について、前年度を大幅に上まわる目標を設定し、これに基づく確実な取組を実施することとしている。

④ 全喪届の適正化

全喪事業所数については、平成 15 年度から全喪届を法令上位置づけるとともに、適用事業所に該当しなくなったことを証する書類の添付を義務づけたことや平成 16 年 9 月には、全喪届に係る事務処理の適正化を図るため、全喪届の総点検を実施したことに加えて、平成 18 年 11 月からは、全喪届が提出された事業所について、地方社会保険事務局のホームページに掲載する等の取組により、昨年度に引き続き減少した。

- ・ 政府管掌健康保険：43,789 事業所（17 年度）→ 40,790 事業所（18 年度）
- ・ 厚生年金保険：45,223 事業所（17 年度）→ 41,634 事業所（18 年度）

⑤ 船員保険の適用の適正化

船員保険の適用の適正化については、「船員保険の適用の適正化について」（平成 16 年 12 月 8 日庁保発第 1208001 号）等の通知を発出し、実施している。

具体的には、地方運輸局等において、雇用契約公認審査の際に船員保険の適用を確認

し、船員保険への加入が確認できない場合の通報、船員労務官からの通報及び船員法適用船舶所有者名簿等の閲覧により、適用対象船舶所有者等を把握し、適用指導の実施に努めた。

達成状況に係る評価

(評価結果)

目標の達成に向けて取組が進められた。

(数値目標の達成状況)

適用事業所数に対する事業所調査件数（資格に関する調査のみ）の割合について、数値目標を達成している。

(評価及び所見)

1. 取組の改善

- ・ 重点加入指導の対象を従業員 10 人以上の事務所に拡大（平成 17 年度では、原則として 15 人以上の事業所を対象）するとともに、重点的な加入指導を行っても手続を行わない事業所に対して立入検査を行い、職権適用を実施した結果、職権適用の件数が増加している。
- ・ 適用促進業務に係る市場化テストのモデル事業（未適用事業所の把握業務及び加入勧奨業務）について、104 箇所の社会保険事務所に拡大（平成 17 年度：5 箇所）している。
- ・ 適正届出の励行促進、全喪届及び船員保険適用の適正化について、平成 17 年度と同様の取組が実施されている。

2. 取組と効果の分析

- ・ 適用促進の実績については、新規適用事業所数及び年度末現在の適用事業所数が昨年度に比べて増加しているが、これについては巡回説明や職権適用等の未適用事業所の適用の促進についての取組や経済環境の改善等が主な要因として考えられる。
- ・ 事業所調査の実績については、短時間就労者が多い事業所を重点的に実施するなど、より効果的な事業所調査を実施したことなどから、調査件数は前年度より減少（平成 17 年度：496,954 →平成 18 年度：460,916）したが、適用事業所数に対して 4 分の 1 以上という目標を達成しており、評価できる。

今後の課題等

- 引き続き、業務改革プログラム等に基づき、雇用保険や労災保険の適用事業所に関するデータとの突き合わせ等による未適用事業所の把握、民間事業者への委託による戸別訪問により加入勧奨を強化するとともに、加入指導の手続を踏んだ上での職権適用等の着実な実施により、未適用事業所に対する適用の促進のための取組を推進していく必要がある。
- 適用促進に係る、いわゆる「市場化テスト」については、平成 18 年度までに実施した当該事業における費用対効果などの結果を踏まえた、効率的な事務の在り方を検証した上で実施していく必要がある。
- 総務省による「厚生年金保険に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告」（平成 18

年 9 月) において、適用もれ事業所数等の推計値が示され、電算システムの活用が不十分であるといった指摘をされたことも踏まえ、未適用事業所の把握や未適用事業所の継続的な管理の徹底などの取組を推進する必要がある。

- 「年金記録確認第三者委員会」におけるあっせん事案の分析を行い、適用の適正化のために必要な事項が明らかとなった場合には、取組を進める必要がある。

目標

1 適用事務に関する事項

(2) 国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出の促進や、職権による適用により、国民年金の適用の適正化を図る。

(数値目標)

○届出遅れに係る勸奨状の送付対象者数：前年度を下回る

主な指標の推移

指標名	単位	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18
各種届出の届出遅れに係る勸奨状送付件数	件	4,555,662	4,233,039	4,009,651	3,805,310	4,041,677
20歳到達者の適用率	%	100	100	100	100	100
届出による20歳到達者の適用数	人	603,650	646,259	657,256	608,720	584,689
20歳到達者の職権適用数	人	663,259	671,252	630,674	620,124	594,611

目標に係る主な取組及び実績

被保険者種別変更の届書等に係る適正な届出及び早期提出の周知については、「国民年金事業の推進について（通知）」（平成6年3月31日庁文発第1411号）等の通知に基づき以下のような取組を実施した。

- ① 政管健保・厚年の新規適用事業所説明会、算定基礎届説明会などを活用し、種別変更届及び第三号被保険者に係る届出の周知について事業主の協力を求め、事業所向け広報誌の従業員への回覧や退職時のチラシ・パンフレットの配布などにより、第二号被保険者及び第三号被保険者への適正な届出及び早期提出の周知に努めた。
- ② 公共職業安定所との連携により、雇用保険受給者説明会における種別変更の届出周知や届出用紙の配付等を行った。
- ③ 国民年金事務指導員による電話、戸別訪問等での届出励行や、国民年金委員を活用した地域住民への届出等の広報を行った。
- ④ 第二号被保険者の資格を喪失した者及びその者に扶養されていた配偶者、並びに政管健保の被扶養者に該当しなくなった第三号被保険者に対し、2か月間経過しても種別変更の届出がない場合には届出勸奨状を送付し、勸奨を行ってもなお届出がされない場合には、職権で第一号被保険者として種別変更を行った。
- ⑤ 企業等に就職したとして第一号被保険者の資格喪失の届出があった者について、一定期間（6ヶ月程度）を経過してもなお、企業等から第二号被保険者の届出がない場合、第一号被保険者の資格喪失の届出が適正であったか否かについて確認を促す通知を行い、適正な届出でないことが確認された際には資格喪失の取消を行った。

しかしながら、届出漏れに係る勸奨状の送付対象者数については、前年度を上回る結果（3,805,310件（17年度）→4,041,677件（18年度））となった。

これは、平成18年度中において、第二号被保険者から第一号被保険者に種別変更し

て、間もなくまた第二号被保険者に種別変更している被保険者に対する勧奨状が前年度より約 30 万件増加しており、転職や転業などで、一時的に第一号被保険者となったことに気付かず届出が遅れていること等が影響したものであると考えている。

このため、引き続き、上記の取組みを徹底し、適正な届出の促進等に努める。

(注) 国民年金事務指導員・・・国民年金被保険者の資格に関する届出手続等について、主に事業所や大学などを訪問して手続指導等を行う非常勤職員

国民年金委員・・・地域住民に対する国民年金制度の周知や届出手続の相談等を行うために社会保険庁長官が委嘱した民間協力者

達成状況に係る評価

(評価結果)

目標の達成に向けて取組が進められた。

(数値目標の達成状況)

届出遅れに係る勧奨状の送付対象者数は、前年度を上回っており、目標を達成していない。

(評価及び所見)

1. 取組の改善

- ・ 厚生年金脱退後、国民年金への加入がない者についての職権適用とともに、新たに平成 18 年度より、国民年金の資格喪失後、一定期間を経過してもなお、厚生年金への加入の届出がない者に対する通知等を開始するなど、年金受給権等確保のための取組が推進されている。
- ・ 平成 17 年度と同様、20 歳到達者情報の把握に当たって住基ネット等を活用し、文書により加入推奨や職権適用などを行う等の着実な取組により、平成 17 年度に引き続き、20 歳到達者の把握及び完全適用がなされている。

2. 取組と効果の分析

- ・ 届出遅れに係る勧奨状の送付対象者数については前年度を上回っており、国民年金委員を活用した広報等、取組の徹底により適正な届出の促進等に努める必要がある。

今後の課題等

- 引き続き、業務改革プログラム等に基づき、パート労働者など従業員への国民年金に関する手続きの周知や保険料の納付の勧奨等について事業主に協力を依頼するなどの取組により、国民年金の適用の適正化を図る必要がある。

目標						
1 適用事務に関する事項 (3) 基礎年金番号により被保険者記録を正確に管理する。						
主な指標の推移						
指標名	単位	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18
年金手帳記号番号の調査が必要な者(対象者)						
他制度加入照会対象者 ※1		S43.4.2 生 ~S53.4.1 生	—	—	—	—
名寄せ対象者 ※2		S21.4.2 生 ~S26.4.1 生	S26.4.2 生 ~S28.4.1 生	S28.4.2 生 ~S35.4.1 生	S35.4.2 生 ~S43.4.1 生	S43.4.2 生 ~S52.4.1 生
年金手帳記号番号の調査のための照会票の送付件数	件	3,343,119	666,317	1,667,352	1,630,971	1,580,627
照会票送付件数のうち、回答票を受付した件数(業務センター受付分)	件	1,685,857	348,590	662,733	580,024	502,638
<p>※1 平成9年1月に基礎年金番号を通知した際、「現在加入している制度以外の公的年金に加入したことがある」又は「2つ以上の年金手帳をもらったことがある」に該当するかの照会に対し、「ある」と回答があった者。</p> <p>※2 基礎年金番号で管理する記録と国民年金及び厚生年金保険の年金手帳記号番号で管理する記録を突合し、氏名・生年月日及び性別が一致した者。</p>						
目標に係る主な取組及び実績						
<p>基礎年金番号による被保険者記録の管理については、「基礎年金番号の実施事務の取扱いについて」(平成8年10月18日庁文発3151号)等の通知に基づき実施しているところであり、平成18年度においては、以下のとおり行った。</p> <p>① 適正な届出の周知 事業主、被保険者等に対して広報誌、新規適用事業所説明会、算定基礎届説明会等を活用し、適正な届出に関し、周知を行った。</p> <p>② 基礎年金番号の適正な払い出し 基礎年金番号が二重に付番されたものについて調査を行い(平成18年10月実施; 約2万2千件)、社会保険業務センター及び社会保険事務所で解消を行った。</p> <p>③ 複数の年金手帳記号番号の計画的整理</p>						

平成9年1月の基礎年金番号導入前は制度ごとに交付された複数の国民年金または厚生年金保険の年金手帳記号番号を有していたことから、社会保険業務センターにおいてこれらの加入記録を整理するため、基礎年金番号に年金手帳記号番号を登録している。

（「過去記録の整理」）

この過去記録の整理は、平成10年度から平成18年度まで計画的に実施しており、平成18年度においては昭和43年4月2日から昭和53年4月1日までに生まれた者で、基礎年金番号で管理している氏名、生年月日及び性別の3項目が一致する年金手帳の記号番号を有しているものに対し、照会票を送付した。これらの者のうち、ハガキによって回答のあった者について、年金手帳の記号番号を基礎年金番号に登録し、年金手帳記号番号の整理を行った。

なお、平成18年度末までにおける過去記録の整理の実施状況は以下のとおりとなっている。

照会票の送付数 1, 818万件（うち、送達不能 85万件）

回答があった数 1, 253万件（社会保険業務センター及び社会保険事務所における受付数の合計）

回答があった数のうち、

手帳記号番号を基礎年金番号に登録した数 927万件

他に年金手帳記号番号がなかったもの 326万件

（注）これらの数については、平成19年5月に全数調査を行い算出したものである。

④被保険者への事前通知による記録整備の拡充

平成18年3月から社会保険業務センターに新たに専門チームを設置し、58歳到達者に対する年金個人情報提供を通じた本人による記録確認に基づき、年金加入記録の整備を推進した。

達成状況に係る評価

（評価結果）

目標の達成に向けて取組が進められたものの、未統合の年金記録（約5000万件）やコンピューターに収録されていない記録（約1430万件）があることなど、年金記録に関する問題により国民の信頼を損ねたことは、誠に遺憾である。

（数値目標の達成状況）

—

（評価及び所見）

1. 取組の改善

・ 基礎年金番号による被保険者記録の正確な管理について、基礎年金番号の計画的整理等、従来からの取組が進められているものの、今般、

- ① コンピューター上の記録で基礎年金番号に未統合の年金記録が約5千万件あること